

社団法人 日本原子力産業協会 定 款

第1章 総 則

(名称)

第 1条 本協会は、社団法人 日本原子力産業協会(英文名:JAPAN ATOMIC INDUSTRIAL FORUM, INC., 略称:JAIF)と称する。

(事務所)

第 2条 本協会は、事務所を東京都港区新橋2丁目1番3号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第 3条 本協会は、わが国のエネルギー問題における原子力利用の重要性に鑑み、国民的立場に立った原子力利用を旨とする産業界の総意に基づき、各界の協力を得て原子力に関し総合的な調査研究、知識の交流、意見の調整統一をはかるとともに、政府の行う原子力開発利用計画の樹立に協力して、原子力の平和利用を促進し、もってわが国の国民経済と福祉社会の健全な発展向上に資することを目的とする。

(事業)

第 4条 本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)原子力の開発及び利用に関する会員相互の連絡提携
- (2)原子力の開発及び利用に関する各界各層との連絡提携
- (3)原子力の開発及び利用に関する調査研究
- (4)原子力関係諸機関との連絡
- (5)原子力の開発及び利用に関し、政府に対する建議及び意見の発表
- (6)諸外国の原子力関係諸機関及び産業界との連絡提携
- (7)原子力に関する相談及び調査研究の受託
- (8)原子力に関する知識の普及、研究会の開催及び資料の刊行
- (9)その他本協会の目的達成に関する事項

第3章 会 員

(会員)

第 5条 本協会の会員は、原子力の開発及び利用に直接又は間接に関係を有する団体又は個人とし、会員をもって民法上の社員とする。

(入会)

第 6条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第 7条 本協会の会費は総会の議決をもって別に定める。

- 2 会員は、一事業年度につき1口以上の会費を負担する義務を負う。
- 3 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(資格の喪失)

第 8条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1)退会したとき
- (2)死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は団体である会員が解散したとき
- (3)会費を2年以上滞納したとき
- (4)除名されたとき

(退会)

- 第9条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。
2 退会届の提出があったときは、会長は理事会に報告しなければならない。

(除名)

- 第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、会長が除名することができる。この場合、総会で議決する前に総会の場において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。
(1)本協会の名誉を傷つけ、又は本協会の目的に違反する行為があったとき
(2)本協会の会員としての義務に違反したとき

第4章 役員及び職員

(役員)

- 第11条 本協会には、次の役員を置く。
理事 15名以上20名以内
監事 2名
2 理事のうち1名を会長、1名を副会長、1名を理事長、3名以内を常務理事とする。

(役員を選任等)

- 第12条 理事及び監事、並びに理事のうち会長、副会長及び理事長は、総会においてこれを選任する。
2 前項にかかわらず、総会が招集されるまでの間において、補欠又は増員のため理事又は監事、並びに理事のうち会長、副会長又は理事長を緊急に選任する必要があるときは、理事会の議決をもって行うことができる。但し、この場合においては、当該理事会開催後、最初に開催する総会において承認を得る。
3 常務理事は、理事会の承認を経て、会長がこれを委嘱する。
4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
5 特定の理事とその親族その他特別の関係のある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
6 監事には、本協会の理事の親族その他特別の関係のある者及び職員が含まれてはならない。また、監事は相互に親族、その他特別の関係のある者であってはならない。

(役員職務)

- 第13条 会長は、本協会の業務を総理し、本協会を代表する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故又は何らかの理由により職務の遂行が困難であるときは、その職務を代行する。
3 理事長は、会長の命を受け、本協会の日常業務の執行全般を掌理・統轄する。また、会長及び副会長共に事故又は何らかの理由により職務の遂行が困難であるときは、その職務を代行する。
4 常務理事は、会長、副会長及び理事長を補佐し、本協会の常務を分担処理する。また、理事長が事故又は何らかの理由により職務の遂行が困難であるときは、常務理事が複数名いる場合にあっては、予め会長が指定した順位により、その職務を代行する。
5 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、本協会の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。
6 監事は、本協会の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。
(1)本協会の財産の状況を監査すること
(2)理事の業務執行の状況を監査すること
(3)財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、総会又は文部科学大臣に報告すること
(4)前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は総会を招集すること

(役員任期)

- 第14条 役員任期は2年とし、通常総会から翌々年の通常総会までとする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期終了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員の解任)

第15条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び会員現在数の各々の4分の3以上の議決により会長がこれを解任することができる。この場合、理事会及び総会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2)職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(役員の報酬等)

第16条 役員は、有給とすることができる。

- 2 役員の報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。
- 3 役員には、職務の執行のために要した費用を支払うことができる。

(事務局及び職員)

第17条 本協会の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。
- 3 職員に関する必要な事項は別に定める。

第5章 総会

(総会の構成)

第18条 総会は、第5条の会員をもって組織する。

(総会の招集)

第19条 通常総会は、毎年決算終了後3月以内に会長が招集する。

- 2 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、会長が招集する。
- 3 前項のほか、会員現在数の5分の1以上、又は監事から、会議に附議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会の招集は、少なくとも14日以前に、その会議に附議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(総会の議長)

第20条 総会の議長は、会議の都度、出席会員の互選で定める。

(総会の議決事項)

第21条 総会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1)事業計画及び収支予算についての事項
- (2)事業報告及び収支決算についての事項
- (3)正味財産増減計算書、財産目録及び貸借対照表についての事項
- (4)その他本協会の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(定足数)

第22条 総会の定足数は、会員現在数の過半数とする。

(議決)

第23条 総会の議決権は、一会員につき1個とする。

- 2 総会の議決は、出席会員の過半数をもって行う。但し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 総会においては、第19条第4項の規定により、予め通知した事項についてのみ議決することができる。

(書面表決等)

第24条 総会に出席できない会員は、予め通知された事項について書面をもって表決をし、又は総会に出席する者を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前二条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(会員への通知)

第25条 総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

(議事録)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、永年保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数
 - (3) 出席した会員の数(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その数を付記)
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した会員の中から選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第27条 理事会は、理事をもって組織する。

- 2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(開催及び招集)

第28条 理事会は、事業年度開始前及び事業年度終了後に各1回開催する。

- 2 理事会は、前項のほか会長が必要と認めるとき、会長が招集する。
- 3 前項のほか、理事現在数の3分の1以上、又は監事から、会議に附議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会の招集は、少なくとも7日前までに、その会議に附議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(議長)

第29条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。但し、第28条第3項の規定により招集された理事会の議長は、出席理事の互選により定める。

(定足数)

第30条 理事会の定足数は、理事現在数の3分の2以上とする。

(議決)

第31条 理事会は、総会に附議する事項、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決する。

- 2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事会においては、第28条第4項の規定により、予め通知した事項についてのみ議決することができる。但し、議事が緊急を要するもので、出席理事の3分の2以上の同意があった場合はこの限りでない。
- 4 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項について表決をすることができない。

(書面表決等)

第32条 理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について書面をもって表決をし、又は出席理事を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前二条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、永年保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2)理事現在数
 - (3)出席理事の数(書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その数を付記)
 - (4)議決事項
 - (5)議事の経過の概要及びその結果
 - (6)議事録署名人に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席理事の中から選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第7章 専門委員会

(専門委員会の設置)

- 第34条 本協会の事業の適切かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて専門委員会を設置することができる。
- 2 専門委員会の運営に必要な事項は、理事会が定める。

第8章 資産等

(資産及び会計)

- 第35条 本協会の資産は、次のとおりとする。
- (1)設立当初の財産目録に記載された財産
 - (2)会費
 - (3)資産から生じる収入
 - (4)事業に伴う収入
 - (5)寄附金
 - (6)その他の収入

(資産の種別)

- 第36条 本協会の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。
- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1)財産目録中基本財産の部に記載された財産
 - (2)基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3)理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

- 第37条 本協会の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

- 第38条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。但し、本協会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数及び会員現在数の各々の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

- 第39条 本協会の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

- 第40条 本協会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会及び総会の議決を経て、毎事業年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

- 第41条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事情により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第42条 本協会の事業報告及び収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書並びに会員の異動状況書とともに、監事の意見を付け、理事会及び総会の承認を受けて毎事業年度終了後3月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

- 2 本協会の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第43条 本協会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数及び会員現在数の各々の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第44条 本協会が、前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第45条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9章 顧問

(顧問の委嘱及び権能)

第46条 本協会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、特に優れた学識経験又は専門知識を有する者、又は本協会に特に著しい功労のあった者のうちから、理事会の議決を経て、会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は、本協会の運営に関して会長の諮問に応え、又は会長に対して意見を述べる。
- 4 顧問の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。
- 5 顧問は、無給とする。
- 6 顧問には、職務の執行のために要した費用を支払うことができる。

第10章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第47条 この定款は、理事現在数及び会員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第48条 本協会の解散は、理事現在数及び会員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第49条 本協会の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び会員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、本協会の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第11章 雑則

(書類及び帳簿の備付等)

第50条 本協会の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。但し、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1)定款
- (2)会員の名簿

- (3) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
 - (4) 財産目録
 - (5) 資産台帳及び負債台帳
 - (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (7) 理事会及び総会の議事に関する書類
 - (8) 官公署往復書類
 - (9) 収支予算書及び事業計画書
 - (10) 収支計算書及び事業報告書
 - (11) 貸借対照表
 - (12) 正味財産増減計算書
 - (13) その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項第1号から第5号までの書類、同項第7号の書類及び第9号から第12号までの書類は永年、同項第6号の帳簿及び書類は10年以上、同項第8号及び第13号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。
 - 3 第1項第1号、第2号、第4号及び第9号から第12号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(細則)

第51条 この定款の施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て、別に定める。

附 則

- 1 この定款の変更規定は、平成19年6月21日開催の第57回総会(通常総会)での議決に基づき、平成19年9月1日から施行する。
- 2 この定款の施行日をもって就任する理事長は、平成19年6月21日開催の第57回総会(通常総会)で選任することとし、その任期は、第14条第2項の規定を準用する。

文部科学大臣の認可のあった日

平成19年 7月19日

制定	昭和31年 3月 1日	創 立 総 会
変更	昭和33年 5月16日	第 5回総会(通常総会)
変更	昭和41年 5月23日	第13回総会(通常総会)
変更	昭和44年 5月22日	第16回総会(通常総会)
変更	昭和47年 5月24日	第19回総会(通常総会)
変更	昭和48年 3月13日	第20回総会(臨時総会)
変更	昭和48年10月31日	第22回総会(臨時総会)
変更	昭和55年 5月28日	第29回総会(通常総会)
変更	昭和58年 6月 8日	第32回総会(通常総会)
変更	平成11年 6月21日	第48回総会(通常総会)
変更	平成17年12月 9日	第55回総会(臨時総会)
変更	平成19年 6月21日	第57回総会(通常総会)

この定款は原本と相違ありません

社団法人 日本原子力産業協会